該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	改訂版の中間案(主なもの)
P1	総則編 I プランの趣旨 1 策定の目的 (略) 併せて、本プランと構成府県の地域防災計画との整合性を図ることにより、このプランの実効性を確保するとともに、構成府県はもとより、連携県や関西圏域(広域連合構成府県及び連携県の区域)内市町村の防災・減災体制のさらなる充実に向けた指針とする。	総則編 I プランの趣旨 1 策定の目的 (略) 構成府県及び政令市(以下「構成団体」という。)は、本プランと各構成団体の 地域防災計画との整合性に十分留意し、このプランの実効性を確保する。 また、本プランは、大規模広域災害が発生した際の各関係機関の応援・受援オペレーションを取りまとめたものであることから、構成府県は、管内市町村に対して、
	(略)	本プランを応援・受援体制のモデルとして活用するよう働きかけることにより、関 西全体の大規模広域災害への対応力の向上を図る。 (略)
P2	4 計画期間 平成 23 年度は、地震・津波災害対策編を策定するとともに、原子力災害対策編について概括的・骨格的な計画を策定する。 なお、風水害対策編、感染症対策編については、平成 24 年度以降順次策定していく。 また、不断の見直しを行い、必要に応じて修正することから、計画期間は設けない。	4 計画 <u>の見直し</u> 本プランは、概ね3年に1度見直しを行う。 また、プランの見直しにあたっては、想定場面を明確にした訓練を実施し、その検証結果を計画見直しに反映するなどPDCAサイクルにより、この計画の効果や実効性の確保を図る。
Р3	プランの特徴 (4) 広域連合のみならず防災関係機関の対応を網羅し、災害対応オペレーションの全体像を明示したプラン (略)	プランの特徴 (4) 広域連合のみならず防災関係機関の対応を網羅し、災害対応オペレーションの全体像を明示したプラン (略) ○ 全国の被災地支援や訓練、研修を通じて、関西の災害対応の標準化・共通化を推進
Р3	(6) 未曾有といわれた2つの大震災の教訓を盛り込んだプラン (略)	 (6) 未曾有といわれた2つの大震災等の教訓を盛り込んだプラン (略) ○ 各構成府県で分担して各分野のアドバイザーからなる支援チームを派遣するなど、熊本地震の支援の成果と課題を反映
P6	■ 対象とする災害 (略) ※ その他、鉄道事故、航空事故等の事故災害、口蹄疫等の危機管理事案など広域的な対応が必要とされる災害を対象とする。 また、災害対策を実施する地域については、関西圏域(広域連合構成府県及 び連携県の区域)内を中心に圏域外の応援についても必要に応じて実施する。	■ 対象とする災害 (略) その他、鉄道事故、航空事故等の事故災害、口蹄疫等の危機管理事案など広域的な対応が必要とされる災害については、プラン(総則・地震津波災害対策編)及び関西広域応援・受援実施要綱に準じて対応する。 また、災害対策を実施する地域については、関西圏域(広域連合構成府県及び連携県の区域)内を中心に圏域外の応援についても必要に応じて実施する。 なお、複合災害が発生する可能性もあることから、広域連合及び各構成団体は、

プランの各災害対策編及び関西広域応援・受援実施要綱に基づき、要員・資機材の

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	
P8	 □ 広域連合の役割 3 災害情報の共有、情報の発信 大規模広域災害の発生時に、広域連合は、構成府県、連携県及び国・関係機関と連携を図り、被害に関する状況、応急対策に関する状況などの情報収集を行う。整理・集約した情報については、遅滞なく構成府県及び連携県に情報提供を行うとともに、構成府県及び連携県と連携し、府県民に対して被害の状況や広域連合・構成府県・連携県の対応、被災住民の行動についてのメッセージ等を発信する。 	3 (1
P 8		<u>(3</u>
P9	地震・津波災害対策編 I 被害想定 1 東海・東南海・南海地震 ○ 各府県による被害想定 府県名 死者数 全壊棟数 府県内の最大震度 滋賀県 5 0 1,427 6 弱(南海地震又は東南海地京都府 130 10,800 6 弱(東南海・南海地震) 大阪府 9 9 2 2,341 6 弱(東南海・南海地震)	I

改訂版 中間案(主なもの)

投入や応援要請などについて総合的に調整を行う。

【複合災害の例】

- 1 自然災害に伴う二次災害等
 - ・ 地震災害発生直後の台風襲来等による風水害の発生
 - ・ 地震・津波災害発生直後の原子力発電所事故の発生
- <u>・</u> 地震により石油コンビナートで大規模な爆発・火災等が発生
- 2 南海トラフ沿いにおける地震の同時・連続発生
- 3 域内被害対応と域外支援を行う場合
- 域内風水害対応中に域外で地震が発生し、域外支援を行う場合等

Ⅲ 広域連合の役割

- 3 災害情報の積極的な活用
- (1) 情報収集等

大規模広域災害においては、各構成団体が取りまとめた災害情報に加え、近隣自 治体、国の関係機関や民間事業者からも情報を収集し、関西全域における情報分 析・活用を図る。

(2) 情報共有

広域連合が、整理・集約した情報については、SNSやTV会議システム、先端 的なモバイルツールなどを活用して、遅滞なく構成団体及び連携県と情報共有を図 る。

(3) 情報発信

構成団体及び連携県と連携し、府県民に対して被害の状況や広域連合・<u>構成団</u>体・連携県の対応、被災住民の行動についてのメッセージ等を発信する。

5 自助・共助の取組の促進

大規模広域災害が発生した場合、関西だけでは十分な対応ができないことから、 他の広域ブロックや民間事業者にも応援を求め、災害対応を行うこととしている。 しかしながら、全国的な資源の不足や応援の遅れ等も考えられることから、広域 連合及び構成団体は、平時から住民・企業等の自助・共助の取組の促進を図る。

地震・津波災害対策編

I 被害想定

1 南海トラフ巨大地震

○各府県による被害想定

府県名	死者数	全壊棟数	府県内の 最大震度	各府県減災目 標(死者数)	削減効果
滋賀県	<u>474</u>	12,837	6強		
京都府	860	70,210	6強	250	7割減
大阪府	133,891	179,153	6強	7,400	9割減

該当ページ		関	曷西防災・減災プラン	ノ 現行	<u></u>	
	兵庫県	7 6 0	0 20, 988	6 強	(東南海・南	有海地震)
	和歌山県	5, 008	8 1 0 4 , 5 9	7	(東海・東南	海・南海坎
	徳島県	4, 300	0 49,700	6 強	(東南海・南	南海地震)
	鳥取県	_		_		
	福井県	_		_		
	三重県	4, 800	0 1 1 0 , 2 6	7	(東海・東南	海・南海地
			4 1, 253	6 55	(古海、古古	海 去海山
	奈良県	4	4 1, 200	0 44	(東海・東南	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
	奈良県 合計	15,151	·	0 33	(果神・果肖	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
		15,151	·	0 33	(宋神・宋肖	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
210	合計	15,151 見定> 是名	3 2 1 , 3 6		(宋神・宋肖	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
10	合計 < 津波の な 府 (最大)	15,151 想定> 果名 津波高さ	第 1 波ピークの津		津波最大	
10	合計 < 津波の な 府 (最大済 市町村	15,151 ま定> 果名 津波高さ 村名)	3 2 1 , 3 6		津波最大	言さ
710	合計 < 津波の な 府 (最大)	15,151 ま定> 果名 津波高さ 村名)	第 1 波ピークの津		津 波 最 大 3 . 4	言さ
210	合計 く津波のな 府り (最大) 市町村 大阪府(高 兵庫県(南	15,151 息定> 県名 津波高さ 村名) 気石市)	1 321,36 第1波ピークの津 達時間 100分 50分		津波最大 3.4 5.8	高 さ メー トル メー トル
710	合計 < 津波の な (最大済 市町本 大阪府(高	15,151 ま定> 県名 津波高さ 村名) 系石市) 雨あわじ市) (串本町)	1 321,36 第1波ピークの津 達時間 100分		津波最大 3.4 5.8 8.3	高 さ メー トル メー トル

東海・東南海・南海の3つの地震が同時に発生するケースの他、1854年の安政地震では、東海地震(東南海地震を含む)が先行して発生し、32時間後に南海地震が発生した。また、1944年に発生した東南海地震では、その2年後に南海地震が発生していることから、時間差発生のケースにも留意して柔軟な対応をとる必要がある。

【参考】

P10

○ 中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定 (平成 15 年 9 月 17 日)

府県名	死者数(注1)	全壊棟数(注2)	府県内の最大震度
滋賀県	1 0	1, 200	6 弱
京都府	1 0	2, 200	6 弱
大阪府	5 0	13,000	6 弱
兵庫県	1 0 0	6,100	6 強
和歌山県	4,600	47,000	7

改訂版	中間案	(主なもの)
以可加以	中间未	(エなもの)

兵庫県	<u>29,097</u>	38,548	7	400	$\triangle 28,700$
奈良県	<u>1,600</u>	<u>47,000</u>	6強		<u> </u>
和歌山県	90,400	158,700	7	津波による死者 0を目指す	<u>-</u>
徳島県	31,300	116,400	7	<u>死者 0 を目指</u> <u>す</u>	_
鳥取県	_			1	<u> </u>
福井県			1		<u> </u>
三重県	<u>53,000</u>	248,000	7	_	<u> </u>
合計	340,622	870,848		_	<u> </u>

※ 被害想定の条件は、各府県独自のものによる。

<津波の想定>

府 県 名 (<u>最 高 津 波 水 位</u> 市町 村 名)	津波到達時間 <u>(※1)</u>	<u>最高津波水位</u> <u>(T.P.m)</u>
大阪府(大阪市住之江区)	110分	<u>5. 1 %</u>
兵庫県 (南あわじ市)	4 4 分	8. 1 ½-
和歌山県 (すさみ町)	3 分	1 9 3-
徳島県 (海陽町)	6 分	15.85

※1初期水位より 1m 上昇する時間。ただし、徳島県は初期水位から±20 cmの変化が生じるまでの時間

※2 大阪府の津波到達時間の最短は岬町で54分(最高津波水位3.8気)

南海トラフ全体が動いて発生する地震の他、1854年の安政地震では、東海地震(東南海地震を含む)が先行して発生し、32時間後に南海地震が発生した。また、1944年に発生した東南海地震では、その2年後に南海地震が発生していることから、時間差発生のケースにも留意して柔軟な対応をとる必要がある。

【参考】

○国の被害想定

(平成 24 年 8 月)

府県名	死者数 (注)	全壊棟数(注)	府県内の最大震度
滋賀県	400	13,000	6強
京都府	900	70,000	6強
大阪府	7,700	<u>337,000</u>	6強
兵庫県	5,800	54,000	6強
奈良県	1,600	47,000	6強
和歌山県	70,000	190,000	6強

該当ページ		関西防災・減災	プラン 現行		
	徳島県	1, 300	15,000	6 強	
	鳥取県	_	_	5 弱	
	福井県	_	3 0	5 強	
	三重県	2,600	51,000	7	
	奈良県	1 0	1, 400	6 弱	
	関西計	8,680	1 3 6, 9 3 0	_	
	全国計	25,000	5 5 0 , 0 0 0	_	
	崖崩れによ 注2)朝5時 風	る死者発生		引壊の他、津波、火災、 火災、液状化、崖崩	
	Ⅱ 災害への備え				Π
	1 関係機関・団体等と	:の平常時からのご	車携		1
P13	(1) 構成府県との連携				(1
	① 府県地域防災計画 (略)	との整合性の維持	Ē.		
P14		- BB			2
	2 防災・減災事業の展 (1) 災害対応体制の整備 ② 緊急派遣体制の整備 ア 緊急派遣チーム				(
			公要性について判断	デする情報を収集する	
P17	ため、災害時に必要 を予め編成する。	「に応じて被災府り	県へ派遣する緊急?		
	 ③ 救援物資の備蓄、集	፟፟種・配送体制のホ	構築		
	ア物資集積・配送マ				(
P18	広域連合は、大規	模広域災害発生時	寺において、構成席	F 県や全国から送付さ	

1	徳島県	29,000	132,000	7
<u>,</u>	鳥取県	_	300	5 弱
1	福井県	_	2,100	5 強
	三重県	19,000	224,000	<u>7</u>
<u> </u>	関西計	134,400	1,069,400	<u>-</u>
<u> </u>	全国計	242,630	2,369,640	<u>–</u>

改訂版 中間案(主なもの)

(注) 陸側ケース、津波ケース③、冬 18 時、風速 8 m/s、(早期避難率低)の 場合の揺れによる建物倒壊、津波、火災、崖崩れによる死者発生及び揺れ、 津波、火災、液状化、崖崩れの発生による建物倒壊

Ⅱ 災害への備え

- 1 関係機関・団体等との平常時からの連携
- (1) 構成団体との連携
 - ① 府県地域防災計画との整合性の確保

(略)

また、各構成府県は、管内市町村に対して、本プランとの整合性の確保を働き かける。

⑥災害廃棄物処理の情報共有等の推進

<u>廃棄物処理施設やがれきの仮置場として利用可能な土地等に関する情報の共有など、平時からの連携を推進する。</u>

- 2 防災・減災事業の展開
- (1) 災害対応体制の整備
- ② 緊急派遣体制の整備
- ア 緊急派遣チーム(先遣隊)の編成

広域連合、<u>構成団体及び連携県</u>は、応援の必要性について判断する情報を収集 するため、災害時に必要に応じて被災府県へ派遣する緊急派遣チーム(先遣隊) を予め編成する。

(参考) 南海トラフ地震応急対応マニュアルに定める暫定の組み合わせ

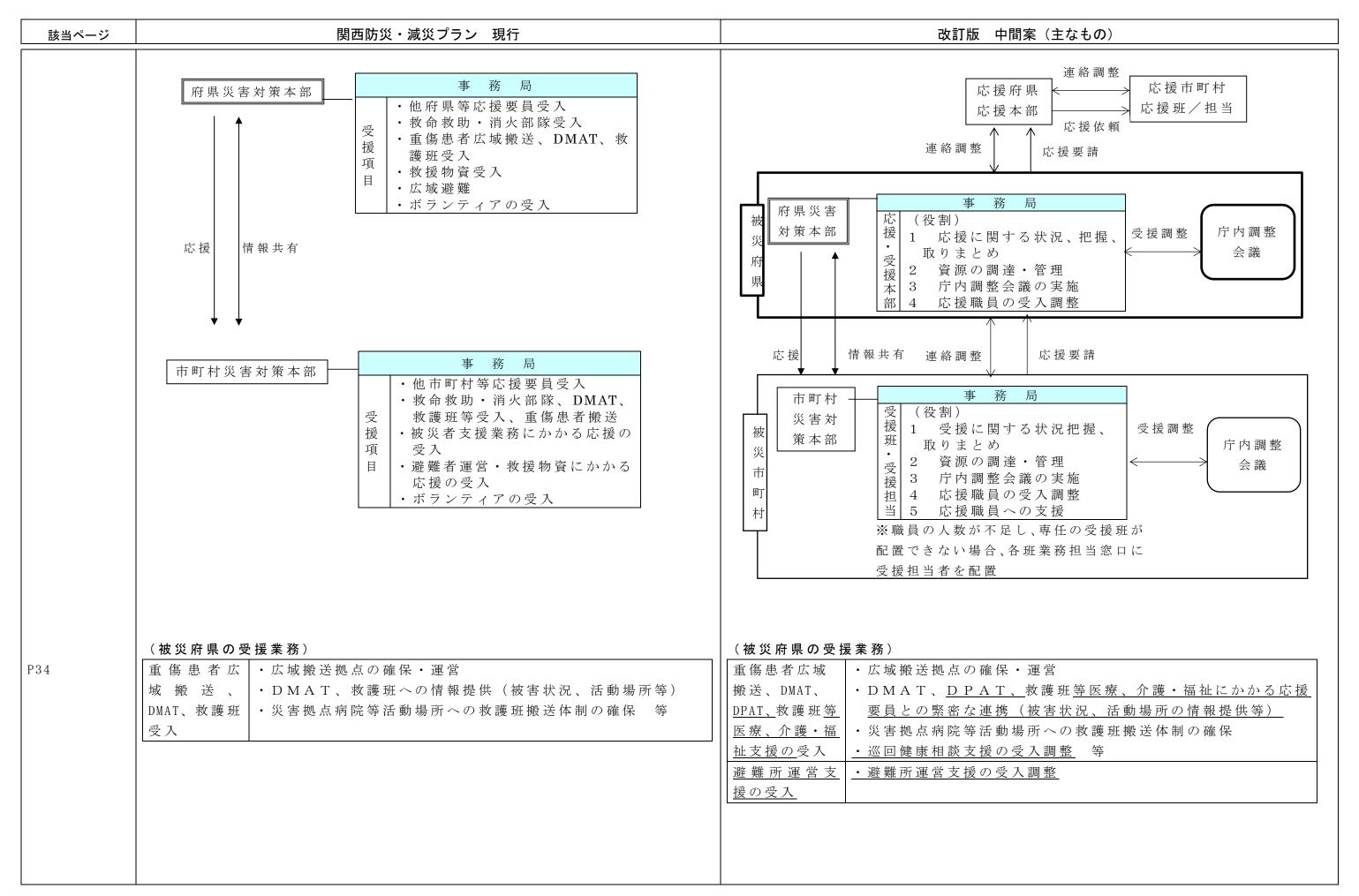
被災府県	派遣予定府県
三重県	福井県
和歌山県	滋賀県
徳島県	鳥取県

- ③ 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築
- ア 緊急物資円滑供給システムの運用

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	改訂版の中間案(主なもの)
	れる物資の受入れ、迅速な仕分け、輸送手段・ルート等の確保の手法等を定	広域連合は、大規模広域災害発生時において、被災した自治体からの要請を待
P18	めた物資集積・配送マニュアルを策定する。	たずに被災地に緊急輸送するプッシュ型支援による物資及び構成団体や全国か
	併せて、倉庫、トラック等の事業者など民間のノウハウや施設などを活用	ら送付される物資を <u>被災者に迅速に届けるため、</u> 緊急物資円滑供給システムの運
	できる仕組み、さらにボランティア・NPOとの連携についても検討を行う。	用を図る。
P18		併せて、関西災害時物資供給協議会を通じ、行政、企業の連携体制を構築し、
		大規模災害時に物資円滑供給システムが機能するよう平時から体制構築に取り
D.1.0		<u>組む。</u>
P18		緊急物資円滑供給システムの概要
		民間事業者の参画のもと大規模災害時に被災者に緊急物資を円滑に供給す
		<u>る仕組み</u>
		・被災自治体の災害対策本部事務局内に、物流専門組織を設置
		・物流専門組織に対し、倉庫協会、トラック協会等から専門家の派遣支援
		<u>を受ける。</u>
		・物資拠点は、物流事業者に運営を委託
		・弁当等の日配品については、各拠点を経由せず、製造業者等から避難所
		への直送など、輸配送時間を短縮したルートを構築
		・避難所までの配送は、宅配業者等に委託
		イ 基幹的物資拠点(0次拠点)の設定
		広域連合は、被災府県の広域物資拠点が被災により、使用不能に陥った場合、
		又は、広域防災拠点が不足する場合に、府県域を超え、被災した広域物資拠点の
		機能を補完するため、大規模かつ物流機能が充実している施設及び民間物流拠点
		を基幹的物資拠点(以下、「0次拠点」という。)として位置づける。
		広域連合は、0次拠点の候補地として、三木総合防災公園(兵庫県)及び山城
		総合運動公園(京都府)を選定し、0次拠点を設置するときの手順をまとめた「基
		幹的物資拠点(0次拠点)運用マニュアル」の作成を検討する。
		広域連合及び各構成団体は、関西広域応援訓練等により0次拠点の設置手順等
		の確認・検証を行い、緊急物資を円滑に供給する能力向上を図る。
	⑥ 帰宅困難者支援体制の整備	⑥ 帰宅困難者支援体制の整備
	アー基本方針	ア基本方針
		さらに鉄道の代替として、バス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関
P21		係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組の構築を図る。
		なお、具体的な対策については、広域連合や構成団体、連携県、事業者及び関
		係機関が連携して検討を行い、帰宅支援のガイドラインを作成するなど、実効性
		のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。
		⑦ 被災者支援システム構築の推進
		広域連合及び構成府県は、各市町村に対して、被災者への支援状況等の情報を
P22		一元的に集約できるよう被災者台帳を活用した支援システムの普及を図る。

該当ページ	関西防災・減災プラン	現行		改訂版の中間案(主な	:もの)	
P26	(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進 ウ 事業者等への働きかけ 広域連合は、構成団体と連携して、高速道路・鉄道・空港等の交通関係施設の整備、代替輸送計画の策定、電気・ガス・水道・通信等のライフライン関係施設整備、地下街の防災体制の整備等の防災基盤の整を行うよう働きかける。			道・空港等の交通関係施設の整備、代替輸送計画の策定、電気・ガス・		
	Ⅲ 災害への対応 <び害対応のタイムテーブル>			害への対応 対応のタイムテーブル>		
	時期 被災地等の主な対応	広域連合の対応	時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応	
P27	・情報の収集と共有 ・避難誘導、消火、水防等、被害防止活動 動・人命救助・救急医療の実施 ・医療活動の実施 ・避難者対策の実施(災害時要援護者への支援を含む) ・物資・燃料等の緊急輸送 ・道路等公共施設の緊急対策	・情報収集体制の確立 ・緊急派遣チーム(先遣隊) の派遣 ・応援・受援体制の確立 ・救援物資の需給調整 ・放援要員の派遣・受入調整 ・広域避難の受入調整	初動期(概ね3日間)	 ・情報の収集と共有 ・避難誘導、消火、水防等、被害防止活動 ・人命救助・救急医療の実施 ・医療活動の実施 ・避難者対策の実施(要配慮者への支援を含む) ・物資・燃料等の緊急輸送 ・道路等公共施設の緊急対策 	・情報収集体制の確立 ・緊急派遣チーム(先遣隊)の派遣 ・応援・受援体制の確立 ・救援物資の需給調整 ・応援要員の派遣・受入調整 ・広域避難の受入調整	
P27	・担路等公共施設の紫急対象 ・生活物資健康対策の実施 ・被災強康が健康・栄養調査、衛生 ・被災な事が、 ・生活者の実施 ・生が、 ・生が、 ・生が、 ・生が、 ・生が、 ・生が、 ・・は、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ボランティアの活動促進 ・帰宅困難者への支援	応急対応期(避難所期)	 生活物資の供給 ・被災者の健康対策の実施 (感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策の実施・生活衛生対策の実施・道路等公共土本施設の応急復旧・道路等公共との変し、方で変し、変害者の大力である。 ・遊客・ブランをである。 ・災害者のことが、からの実施・対災者のの実施・対策のの変素をである。 ・災害を変している。 ・、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ボランティアの活動促進・帰宅困難者への支援・広域的な災害廃棄物処理の調整	
	 ・海外からの支援の受入 1 初動シナリオ (3) 応援・受援体制の確立 ① 災害対策本部の設置 		(3) 応	・海外からの支援の受入 動シナリオ 援・受援体制の確立 害対策本部の設置		
P30			_	災害対策(支援)調整会議の開催		

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	改訂版の中間案(主なもの)
P30		具体的な支援方法及び内容を調整・決定し、各構成団体間の情報共有を図るため、各構成団体の広域防災局参与(危機管理監等)又は参与の指定する職員を構成メンバーとする会議を必要に応じて開催する。 その際、必要に応じて、連携県にオブザーバーとしての参加を求める。なお、会議は、TV会議システムを活用するなどして開催する。 工 複合災害発生時の体制 大規模広域にわたる複合災害が発生した場合、広域連合災害対策本部において要員・資機材の投入や応援要請などについて、総合的に調整を行う。
P32	③ 受援体制の確立 被害が甚大で構成府県・連携県からの応援を受ける府県(以下「受援府県」という。)は、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。また、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し、情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。 なお、具体的な受援体制については、関西広域応援・受援要綱を策定し、府県のモデルとなる受援体制を検討する。 また、必要に応じて、被災地外に人的・物的支援の拠点を設置することについて検討する。	③ 受援体制の確立 被害が甚大で構成団体・連携県及び圏域外からの応援を受ける府県(以下「受援府県」という。)及び市は、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。また、府県は、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し、情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。 なお、受援体制については、「関西広域応援・受援実施要綱」、「緊急物資円滑供給システム報告書」、「南海トラフ地震応急対応マニュアル」等に基づく。
P33	<受援体制(想定)>	<受援体制> 田滑な応援の受入れを実現するため、被災府県には、災害対策本部内に「応援・受援本部」を、被災市町村には災害対策本部内に「受援班・受援担当」を設置して、① 応援・受援に関する状況把握や取りまとめ、②資源の調達・管理、③庁内調整、④応援職員の受入調整等の業務を行う。

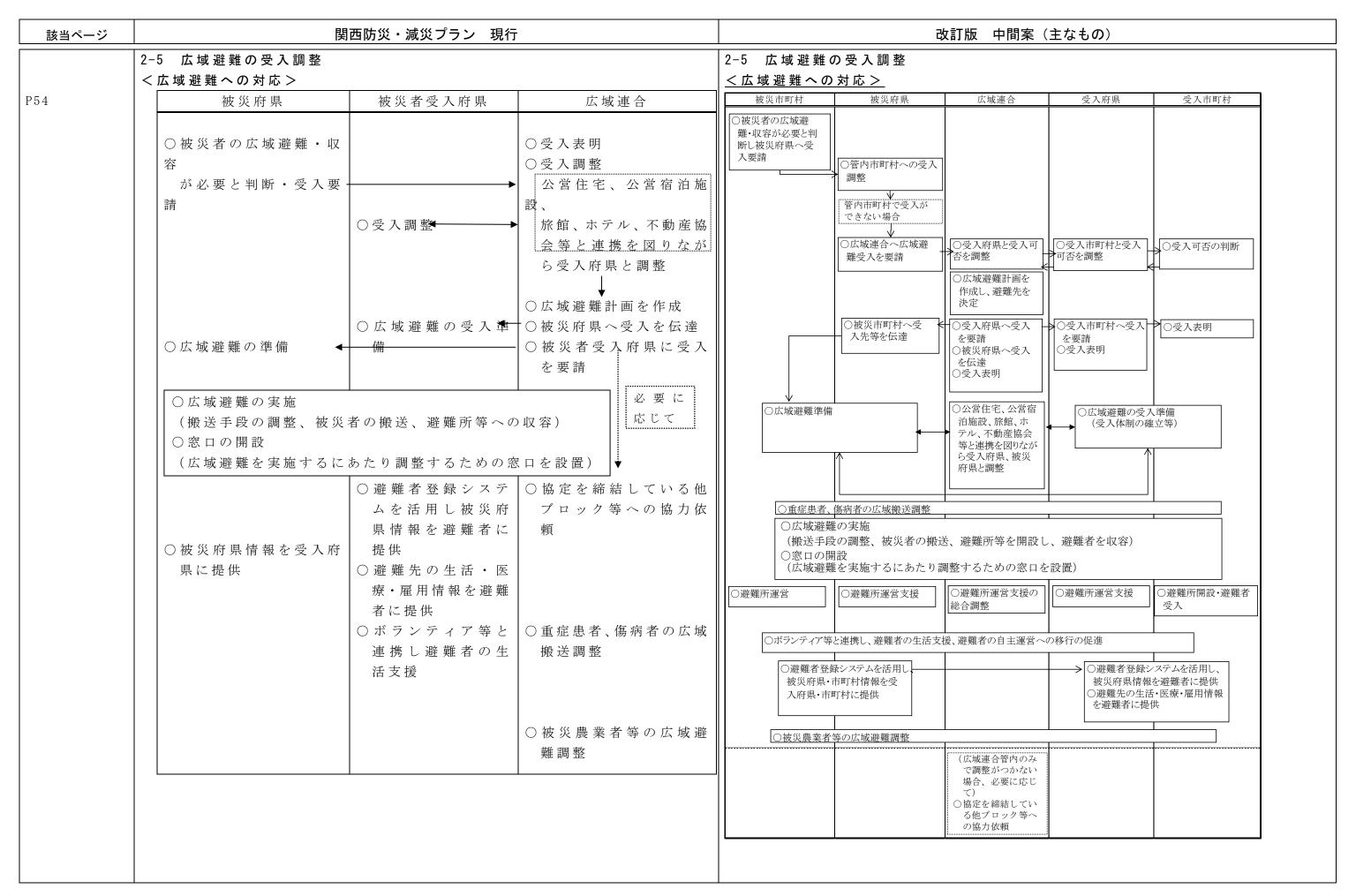


該当ページ		関西防	災・減災プラン 現行				改訂	「版 中間案(主なもの)	
	(被货	 後市町村の受援業務)			(被	災災	市町村の受援業務)		
P35	救命救助・ ・応援部隊、DMAT 及び救護班等への情報提供(被害状況、活動場 消火部隊、 所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図等)			救命救助・消火 ・応援部隊、DMAT、 <u>DPAT、</u> 救護班 <u>等医療、介護・福祉にかかる応援</u> 部隊、DMAT、 <u>要員との緊密な連携</u> (被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進					
	DMAT、救護 ・応援部隊及び DMAT・救護班等の受け入れ調整 班等受入、 重傷患者搬送 2 応援・受援シナリオ <被災者の生活状況の変化と必要な対応>				DPAT、救護班等 出拠点・活動拠点等の位置図の情報提供等) 等医療、介護・ ・応援部隊及び DMAT、DPAT、救護班等等医療、介護・福祉にかかる応援要員の受入調整 入、重傷患者搬送 ・巡回健康相談支援の受入調整 さ ・巡回健康相談支援の受入調整 さ ・巡回健康相談支援の受入調整				
		生活の状況	必要な対応	広域連合の対応			生活の状況	必要な対応	広域連合の対応
	選 前 難 期		1 食料・物資・救援物資調達・救援ルートの	○救援物資の供給調	避難			1 食料・物資・救援物資調達・救援ルートの確	○救援物資の供給調整
	所期	ス、水道などライフラ インの寸断、膨大な被		整(2-4 で 詳細を記	所期		ス、水道などライフラ インの寸断、膨大な被		(2-4 で詳 細を記載
	被 被	災者の発生などによ り、食料、水、生活必	・冷暖房機器などの整備、福祉 避難所の確保、企業の研修施	載 p45 ~48)	被被		災者の発生などによ り、食料、水、生活必	・冷暖房機器などの整備、福祉避難所の確保、企業の研修施設・	p45~48)
	災直	需品が不足 2 避難所の居住環境	設・保養施設などの活用、広 域避難受入	○応援職員	災直		需品が不足 2 避難所の居住環境	保養施設などの活用、広域避難 受入	○応援職員の 派遣調整
	後 の	暑さ・寒さへの対応ができない	周辺施設の風呂の開放	の派遣調整(2-5 で	後 の		暑さ・寒さへの対応ができない	・仮設トイレ、仮設風呂の応援、 周辺施設の風呂の開放	(2-5 で詳細を記載
	時	・トイレ、風呂が利用できない	3 医療・健康	詳細を記 載 p49	時 //		・トイレ、風呂が利用で きない	3 医療・健康	p49~51)
	的な	・多数の避難者で混雑、 プライバシーの確保が 困難	・医師による診察 ・保健師等による健康相談、家 庭訪問	,	的な生		・多数の避難者で混雑、 プライバシーの確保が 困難	・医師による診察・保健師等による健康相談、家庭 訪問	○広域避難の 調整 (2-6 で詳細を記
	生活空	3 医療・健康 ・食生活の偏り、劣悪な	・管理栄養士による食生活のチ	7	活空		3 医療・健康	・栄養士による食生活のチェック・歯科衛生士等による口腔ケアに	
	間	環境による感染症懸 念、治療中断		詳細を記 載 p52~	間		環境による感染症懸 念、治療中断 ・災害のストレスによる	関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相	
		精神的不調 4 避難所の運営	相談 ・食生活、居住環境の衛生環境	○ボランテ			精神的不調 4 避難所の運営	・食生活、居住環境の衛生環境の改善	進 (2-7 で 詳細を記載
		・避難住民による自治が	の改善 ・こころのケアチームによる地 域精神医療の補完、こころの				・被災市町村職員が対応・避難住民による自治が求められる		p55~56)
		※在宅避難、指定されていない場所での避難		デ細を記 載 p55~			※在宅避難、指定されて いない場所での避難		
		の存在に留意	・応援職員等による支援、ボラ ンティアによる支援	56)			の存在に留意	ティアによる支援 <u>5 その他</u>	

該当ページ	関西防	ī災・減災プラン 現行		改言	T版 中間案(主なもの)
P40					・被災者台帳の早期整備
P40	期 食料の多品目化、個炊、 一般的な支援物資の充足 ・物的ニーズの多様化(シャワー、殺虫剤、季節 衣料等) 2 避難所の居住環境 ・プライバシーの向上(間 仕切り、更衣ルームな	置 ・害虫駆除等の衛生管理対策 3 避難所の運営 ・避難者の自主運営へ働きかけ 4 医療・健康		期 食料の多品目化、個炊、 一般的な支援物資の充足 ・物的ニーズの多様化(シャワー、殺虫剤、季節衣料等) 2 避難所の居住環境 ・プライバシーの向上(間 仕切り、更衣ルームな	1 食料・物資 ・ボランティアなどによる支援 2 避難所の居住環境 ・避難所のバリアフリー化、間仕 切用パーティションの設置 ・害虫駆除等の衛生管理対策 3 避難所の運営 ・避難所の民間委託又は自主運営 の働きかけ 4 医療・健康 ・医師による診察
	3 避難所の運営 ・応援職員やボランティアに依存 ・昼間の避難者の減→運営への支障 4 医療・健康 ・生活不活発病等二次的な健康問題発生	の健康教育、家庭訪問の実施・歯科衛生士等による口腔ケア		3 避難所の運営 ・応援職員やボランティアに依存 ・昼間の避難者の減→運営への支障 4 医療・健康・生活不活発病等二次的な健康問題発生	・保健師等による健康相談、二次 健康問題発生予防のための健 康教育、家庭訪問の実施 ・栄養士による栄養相談の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに 関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相 談 ・予防接種や健診など通常業務再 開 ・こころのケアチームによる被災 者及び支援者のメンタルヘルスに関す る支援 5 その他 ・避難所パトロール ・災害廃棄物の早期撤去
P41					・被災者のワンストップ窓口の設置
	2-2 現地支援本部・現地連絡所の (2) 広域連合及び応援府県の対応 (略) [主な業務] (略)		(2) <u>間</u>	、 応援関係団体間、現地支援	
P43				· , , ,	じて、支援チームの派遣を調整

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	改訂版の中間案(主なもの)
P45		広域連合の支援チーム派遣 被災自治体において行政機能を失うなどの被害を受けた場合には、被 災地のニーズを確認しながら、原則として支援チーム派遣により被災地 支援を行う。 【支援チームの役割】 被災自治体で被害を受けた行政機能等の早期回復を図るため、専門的 なアドバイスを行うことを基本とする。 【支援チーム構成例】 総括、ロジスティク担当(チーム員の業務・生活のサポート)、教育 支援担当、保健・医療・福祉担当、災害廃棄物処理担当、ボランティア 統括担当、仮設住宅等住宅対策担当、市町村機能支援(避難所運営、家 屋被害認定等、証明書等発行)担当、人と防災未来センター研究員 等
	2-1 情報の収集・提供	
	< 情報の流れ> (ま 少 m)	2-2 情報の収集・提供
	(表省略) ※ 情報伝達手段:加入電話、衛星電話、インターネット通信、ファクシミリ、テレビ	< 情報の流れ > (表省略)
P46	電話、WEB会議システム等	(双音 m)
		会議システム、 <u>SNS</u> 等
P47	2-4 救援物資の需給調整 物資の支援は原則としてカウンターパート割当府県が責任を持って行うものとするが、広域連合は、適時適切に被災自治体のニーズやカウンターパート割当府県の状況を把握し、構成府県・連携県間の調整を行うとともに、円滑な支援が行われるよう輸送環境等の整備に努める。	物資の支援は原則としてカウンターパート割当府県が責任を持って行うものと
P48	 (1)被災府県の対応 ③物資集積・配送拠点の開設・運営(略) (2)広域連合・応援府県の対応	(1) 被災府県の対応 ③ 物資集積・配送拠点の開設・運営 (略)
	(略)	(2) 広域連合・応援府県の対応 (略)

該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	改訂版の中間案(主なもの)			
P48	【災害時期ごとに必要とされる救援物資】	【災害時期ごとに必要とされる救援物資】 関西広域連合において調整を行う救援物資については、概ね下記の表に記載に あるものを基本とし、下記に記載のない品目について、被災地の状況に応じ、特 に必要があるものは、被災府県と応援府県が協議の上、物資調整を行う。			
	時期 必要とされる物資例 緊急対応期 (概ね3日ま (で) α化米、レトルト食品、毛布、ブルーシート、仮設トイレ、 飲料水、乳幼児用粉ミルク、アレルギー食、介護食、水分 補給ゼリー、流動食、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒 容器、紙おむつ(大人用・子供用)、おしりナップ、生理用 品、パーティション、消毒薬 等 応急対応期(避 難所期) 炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給 ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道	時期 必要とされる物資の基本品目 緊急対応期 (概ね3日まで) 食料 (α化米、νトルト食品、飲料水、流動食、アレルキ゛ー食、介 護食、水分補給セ゛リー等)、毛布、育児用調製粉乳、乳児・ 小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイル・簡易トイレ、トイレットへ。 一ハ゜ー、生理用品、ブルーシート、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、 ほ乳瓶消毒容器、おしりナップ、ハ゜ーティション、消毒薬 等 応急対応期 (避難所期) 炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給 ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、トイレ清掃道			
	具、ベビーカー、医薬品、マスク、本、漫画、化粧水、乳液 等 (季節に応じ 防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫て) 剤、網戸 等	具、ベビーカー、医薬品、マスク 等 【季節に応じて】 防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫 剤、網戸 等			
P50	⑦ 救援物資中継拠点の開設・運営 広域連合は、必要に応じ、被災地以外に全国からの救援物資中継拠点の設置 にかかる調整を行い、救援物資中継拠点を設置した府県と連携して、中継拠点 の運営を行う。 なお、救援物資中継拠点の運営にあたっては、必要な物資がすみやかに被災 者に行き渡るよう倉庫業者・宅配業者さらにはボランティアの協力を得て行う。	時に物流機能を補完するため、0次拠点の開設を決定し、0次拠点が所在する府 県と開設・運営について調整する。 なお、 <u>0次拠点の運営にあたっては、</u> 必要な物資がすみやかに被災者に行き渡			



該当ページ	関西防災・減災プラン 現行	改訂版の中間案(主なもの)
P55	(2) 広域連合の対応	(2) 広域連合の対応 ⑥ 広域輸送手段の調整
P72	3 復旧・復興シナリオ 広域連合は、被災地の復旧・復興にあたり、必要に応じて関西全域の復興指 針を示すとともに、阪神・淡路大震災等の復興ノウハウを提供する。	3 復旧・復興シナリオ 国においては「大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年度施行)」に基づ